

議 案 参 考 資 料

[令和 8 年第 3 回定例会(9 月)]

[担当課(室)係(担当)]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第 67 号 桐生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(以下「内閣府令」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

概 要

児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に乳幼児を適切に保護するため、乳幼児と接する業務の従事者の特定の性犯罪前科の有無の確認その他の必要な措置を講じなければならないこととする規定を新たに追加します。

(施行期日：令和 8 年 12 月 25 日)

背景・経過

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)が制定され、令和 8 年 12 月 25 日に施行されます。これに伴い、内閣府令についても改正されました。